

バリアフリー改修工事をした場合

1. バリアフリー改修工事とは…

- (1) 廊下の拡幅
- (2) 階段の勾配の緩和
- (3) 浴室改良
- (4) 便所改良
- (5) 手すりの設置
- (6) 屋内の段差の解消
- (7) 引き戸への取替え工事
- (8) 床表面の滑り止め化

2. 所得税が減額されるもの

(1) 住宅借入金等特別控除の適用

① 適用要件

- 1) 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に100万円以上の工事をしていること
- 2) その工事のために借入期間が10年以上あり、かつ、その年の12月31日までに残高があること

② 控除額 平成19年に住んでいる場合（改正前と選択適用）

- 1) 平成19年から10年間 その年の12月31日までの残高×0.6%
- 2) 平成29年から5年間 その年の12月31日までの残高×0.4%

(2) 特定の増改築等の住宅借入金等特別控除の創設

① 適用要件

- 1) 平成19年4月1日から令和3年12月31日までの間に30万円以上の工事をしていること
- 2) その工事のために借入期間が5年以上あり、かつ、その年の12月31日現在残高があること
- 3) その年の所得金額が3,000万円以下の人
- 4) 次のいずれかに該当する人
 - (イ) 50才以上の人
 - (ロ) 要介護又は要支援の認定を受けている人
 - (ハ) 障害者の人
 - (ニ) (ロ)もしくは(ハ)に該当する人又は65才以上の人と同居している人

② 控除額 5年間控除できる

- 1) バリアフリーの工事にかかる借入金 借入金残高（250万円が限度）×2%
- 2) 1)以外 借入金残高×1%（1,000万円が限度）

(3) 必要な書類

- ① 借入金の残高証明書 → 金融機関
- ② 土地・家屋の登記事項証明書 → 法務局
- ③ 建築工事請負契約書などの写し → 建築業者
- ④ 建築士等が発行する証明書 → 都道府県または市町村役場
- ⑤ 『要介護又は要支援』の認定を受けていれば、介護保険の被保険者証の写し
- ⑥ サラリーマンの場合は給与所得の源泉徴収票

※ (1)と(2)はどちらか一つしか使えない。

※ これらは、一度申告したら変更はできないので慎重に選ぶこと。

3. 固定資産税で減額されるもの → 詳しくはお住いの市町村役場へ

(1) 適用要件

- ① 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に自己負担額が50万円を超えるバリアフリー工事をやっけていて申請をすること
- ② 次のいずれか者が居住する既存住宅
 - 1) 65歳以上の者
 - 2) 要介護認定または要支援認定を受けている者
 - 3) 障害者

(2) 納付額 翌年の固定資産税額の3分の1に減額(1年のみ適用)

(3) 必要な書類

- ① 住民票(65歳以上である場合)
- ② 障害者手帳又は介護認定決定通知書の写し
- ③ 工事明細書
- ④ 改修工事個所を撮影した写真(改修前と改修後)
- ⑤ 工事にかかる領収書の写し